平成２５年（家）第４９９号
　徳島県徳島市徳島本町２丁目35番地
　申立人　綾野　隆文
　本籍徳島県徳島市助任本町２丁目29番地、最後の住所徳島県徳島市下助任町２丁目46番地の11、死亡の場所徳島県徳島市、死亡年月日平成24年８月24日、出生の場所徳島県徳島市、出生年月日昭和28年８月８日、職業無職
　被相続人　亡　田中　光男
　催告期間満了日　平成25年11月30日
徳島家庭裁判所

平成２５年（家）第１４８号
　高知県香美市土佐山田町京田406番地
　申立人　土方　　昭
　本籍高知県安芸市下山252番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日平成23年１月17日、出生の場所高知県安芸市、出生年月日昭和23年11月23日、職業不詳
　被相続人　亡　東岡　良光
　催告期間満了日　平成25年11月22日
高知家庭裁判所安芸支部

平成２５年（家）第１１５号
　大分県中津市豊田町６番３号
　申立人　嶋津　　保
　本籍大分県中津市大字加来688番地、最後の住所大分県中津市大字上宮永1100番地２、死亡の場所大分県中津市、死亡年月日平成24年５月24日、出生の場所大分県中津市、出生年月日昭和44年７月28日、職業不詳
　被相続人　亡　藤本鉄二郎
　催告期間満了日　平成25年11月25日
大分家庭裁判所中津支部

公示催告

　次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２５年（へ）第４号
　兵庫県姫路市西庄260―１
　申立人　沢田　順河
権利を争う旨の申述の終期　平成25年９月４日
　平成25年４月25日　　姫路簡易裁判所
　（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
　小切手番号　370010
　金額　106,000円
　支払人　兵庫信用金庫姫路中央支店
　支払地　兵庫県姫路市
　振出日　平成25年１月22日
　振出地　兵庫県姫路市
　振出人　兵庫信用金庫姫路中央支店
　最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第８号
　神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地
　申立人　タイゴールド株式会社
　代表者代表取締役　天野　　繁
権利を争う旨の申述の終期　平成25年８月15日
　平成25年４月25日　　福岡簡易裁判所
　（別紙）　目　録
約束手形　１通
　手形番号　Ａ209330
　金額　769,650円
　支払期日　平成25年７月１日
　支払地　福岡市
　支払場所　株式会社みずほコーポレート銀行福岡営業部
　振出日　平成25年２月20日
　振出地　福岡県行橋市西宮市２丁目13番１号
　振出人　安川コントロール株式会社　取締役社長　宮原　範男
　受取人　申立人
　最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号
　大阪府泉佐野市南中安松987番地の１
　申立人　株式会社幸栄シェル工業所
　代表者代表取締役　森口孝麻朗
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月26日
　平成25年４月24日　　佐世保簡易裁判所
　（別紙）　目　録
約束手形　４通
⑴手形番号　ＹＦ78967
　金額　1,307,723円
　支払期日　平成25年３月31日
　支払地　長崎県佐世保市
　支払場所　株式会社親和銀行日宇支店
　振出日　平成24年11月22日
　振出地　長崎県佐世保市
　振出人　株式会社松永鋳造所　代表取締役　松永　裕樹
　受取人　申立人
　最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＹＧ41165
　金額　723,198円
　支払期日　平成25年４月30日
　振出日　平成24年12月25日
⑶手形番号　ＹＧ41208
　金額　1,482,663円
　支払期日　平成25年５月31日
　振出日　平成25年１月25日
⑷手形番号　ＹＧ41248
　金額　1,594,961円
　支払期日　平成25年６月30日
　振出日　平成25年２月25日
⑵、⑶及び⑷の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２５年（へ）第１号
　次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。
　高知県安芸郡北川村大字野友甲1563番地３
　申立人　高知東部森林組合
　代表者代表理事　田中　静夫
権利の届出の終期　平成25年８月８日
　平成25年４月25日　　安芸簡易裁判所
　（別紙）　目　録
⑴土地　安芸郡北川村宗ノ上字大佐近645番
　山林　18200平方メートル
⑵登記年月日　高知地方法務局安芸支局明治28年12月４日登記
⑶登記した権利の内容
　登記の目的　抵当権設定
　原因　明治28年12月４日書入証書設定
　債権額　米10石
　利息　毎期米８升
　債務者　濱渦　金吾
　抵当権者　安芸郡北川村野友155番屋敷
濱渦　浅次
　弁済期　明治41年２月迄年々２月10月各15日を期し毎期元米４斗宛割払

失踪に関する届出の催告

　次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第１１８３６号
　栃木県宇都宮市下栗町1524番地４
　申立人　山本　哲志
　本籍群馬県伊勢崎市平和町25番地、最後の住所青森県上北郡大三澤町大字三澤字上久保31番地493号
　不在者　須永　愛子
　昭和28年７月19日生
　届出期間満了日　平成25年11月26日
東京家庭裁判所

除権決定

　次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２４年（へ）第２４３号
　群馬県桐生市相生町１丁目404番地２
　申立人　株式会社関東徽章製作所
　代表者代表取締役　岡部　通恵
権利を争う旨の申述の終期　平成25年４月25日
　平成25年４月26日　　東京簡易裁判所
　（別紙）　目　録
約束手形　１通
　手形番号　ＢＢ275097
　金額　501,918円
　支払期日　平成24年11月12日
　支払地　東京都中央区
　支払場所　株式会社みずほ銀行京橋支店
　振出日　平成24年７月24日
　振出地　東京都千代田区
　振出人　新潟トランシス株式会社　代表取締役　山下　　豊
　受取人　申立人
　最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第２４７号
　大阪府大阪市北区中津７丁目７番１号
　申立人　大阪中央三洋特機販売株式会社
　代表者代表取締役　松本　宏爾
権利を争う旨の申述の終期　平成25年４月25日
　平成25年４月26日　　東京簡易裁判所